

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）
（情報システム戦略課）

一 趣旨

個人番号（マイナンバー）の利用及び情報連携を促進するための法令改正等を踏まえ、県が独自に個人番号を利用することができる事務を見直すとともに、所要の規定の整備を行うための改正

二 内容

- （一） 県が独自に個人番号を利用することができる事務の見直し
- （二） 法改正等に伴う規定の整備

三 施行期日

令和七年四月一日等